

○佐倉市手数料条例 抜粋（建築関係）

項	手数料を徴収する事務	手数料	区分	手数料の額		
42	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	確認の申請に係る計画が建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第10条第1項第2号に掲げる建築物を除く。以下「確認特例建築物」という。）に係るものの場合	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき7,000円	
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき11,000円		
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき15,000円		
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき21,000円		
			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき32,000円		
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき46,000円		
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき140,000円		
			床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき248,000円		
			床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき490,000円		
			確認の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき7,500円	
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき14,000円			
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき21,000円			
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき29,000円			
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき51,000円			
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき72,000円			
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき210,000円			
		床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき360,000円			
		床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき690,000円			
		備考				
		<p>1 建築物を建築する場合（2に規定する場合及び移転する場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。</p> <p>2 建築基準法第6条第4項の規定による確認（以下「建築主事の確認」という。）を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。</p> <p>3 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（7に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>4 建築主事の確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）であって、当該申請をする直前に建築基準法第7条の4第3項の規定による中間検査合格証の交付を受けているときにおける手数料の額は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について算定した手数料の額に、当該建築物（変更に係る部分を除く。）の床面積の合計の2分の1の面積について算定した手数料の額を加算した額とする。</p> <p>5 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認（以下「指定確認検査機関の確認」という。）を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）の手数料の額は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について算定した手数料の額に、当該建築物（変更に係る部分を除く。）の床面積の合計の2分の1の面積について算定した手数料の額を加算した額とする。</p> <p>6 指定確認検査機関の確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）であって、当該申請をする直前に建築基準法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証（以下「建築主事の中間検査合格証」という。）の交付を受けているときの床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。</p> <p>7 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p>				
		確認の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合		1件につき確認の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、92の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額		
43	建築基準法第7条第1項の規定による建築物（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）に関する完了検査の申請に対する検査	建築物に関する完了検査申請手数料	完了検査の申請に係る計画が確認特例建築物に係るものの場合	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき12,000円	
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき14,000円		
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき18,000円		
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき30,000円		
			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき41,000円		
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき59,000円		
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき156,000円		
			床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき245,000円		

			床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき437,000円
		完了検査の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき14,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき17,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき24,000円
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき33,000円
			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき54,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき75,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき180,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき285,000円
			床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき543,000円
			備考 1 建築主事の確認を受けた建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 建築主事の確認を受けた建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 3 指定確認検査機関の確認を受けた建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の手数料の額は、上記にそれぞれ定める額に、当該建築物の床面積の合計について42の項に掲げる確認の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の区分により算定した額の2分の1の額を加算した額とする。	
		完了検査の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき完了検査の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、92の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額	
44	建築基準法第7条第1項の規定による建築物（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）に関する完了検査の申請に対する検査	特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料	完了検査の申請に係る計画が確認特例建築物に係るもの場合	床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき12,000円 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき13,000円 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき18,000円 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき28,000円 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき41,000円 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき59,000円 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 1件につき156,000円 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの 1件につき228,000円 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 1件につき437,000円
			完了検査の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき13,000円 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき16,000円 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき23,000円 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき32,000円 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき53,000円 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき71,000円 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 1件につき165,000円 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの 1件につき270,000円 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 1件につき543,000円
		備考 1 建築主事の確認又は建築主事の中間検査合格証の交付を受けた建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 建築主事の確認若しくは建築主事の中間検査合格証の交付を受けた建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 3 指定確認検査機関の確認を受けた建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の手数料の額は、上記にそれぞれ定める額に、当該建築物の床面積の合計について42の項に掲げる確認の申請に係る計画が、確認特例建築物以外の建築物で、建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の区分により算定した額の2分の1の額を加算した額とする。		

			完了検査の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき完了検査の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、92の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額		
45	建築基準法第7条の3第1項の規定による建築物に関する中間検査の申請に対する検査	建築物に関する中間検査申請手数料	中間検査の申請に係る計画が確認特例建築物の場合	中間検査を行う部分の床面積の合計（以下この項において「床面積の合計」とい	1件につき11,000円	
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき13,000円	
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき18,000円	
				床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき26,000円	
				床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき38,000円	
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき54,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき127,000円	
				床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき199,000円	
				床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき352,000円	
				中間検査の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物の場合	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき13,000円
					床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき16,000円
					床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき23,000円
					床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき30,000円
					床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき50,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき68,000円					
床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき150,000円					
床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき240,000円					
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき437,000円					
備考 1 建築主事の確認を受けた建築物を建築した場合の床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積について算定する。 2 指定確認検査機関の確認を受けた建築物を建築した場合の手数料の額は、上記に定める額に、当該建築物の床面積の合計について42の項に掲げる確認の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の区分により算定した額の2分の1の額を加算した額とする。						
46	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における確認の申請に係る建築物等の仮使用認定申請手数料		1件につき137,000円		
			備考 1 建築主事の確認を受けた建築物の仮使用の認定を受ける場合の手数料の額は、上記に定める額とする。 2 指定確認検査機関の確認を受けた建築物の仮使用の認定を受ける場合の手数料の額は、上記に定める額に、当該建築物の床面積の合計について42の項に掲げる確認の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の区分により算定した額の2分の1の額を加算した額とする。			
52	建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路に関する位置の指定の申請に対する審査	道路位置指定申請手数料		1件につき63,000円		
53	建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路に関する位置の指定の廃止の申請に対する審査	道路位置指定廃止申請手数料		1件につき35,000円		
54	建築基準法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料		1件につき60,000円		

80	建築基準法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1年以内の期間を定めて使用する仮設建築物の建築許可申請手数料			1件につき135,000円
92	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	建築設備に関する確認申請手数料	建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき11,000円
				小荷物専用昇降機	1基につき6,000円
			確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき8,000円
			小荷物専用昇降機	1基につき5,000円	
備考 1 建築主事の確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合は、上記に掲げる確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合の額とする。 2 指定確認検査機関の確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合の手数料の額は、1に掲げる額に上記に掲げる額のうち建築設備を設置する場合の額の2分の1の額を加算した額とする。					
94	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査	建築設備に関する完了検査申請手数料	小荷物専用昇降機以外の建築設備		1基につき14,000円
			小荷物専用昇降機		1基につき9,100円
			備考 1 建築主事の確認を受けた建築設備を設置した場合の手数料は、それぞれ上記に掲げる建築設備に関する完了検査申請手数料の額とする。 2 指定確認検査機関の確認を受けた建築設備を設置した場合の手数料は、1に掲げる額に92の項に掲げる額のうち当該建築設備を設置する場合の額の2分の1の額を加算した額とする。		
96	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請に対する審査	工作物に関する確認申請手数料	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）		1基につき9,600円
			確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合		1基につき6,000円
			備考 1 建築主事の確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合の手数料は、上記に掲げる確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合の額とする。 2 指定確認検査機関の確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合の手数料は、1に掲げる額に上記に掲げる額のうち工作物を築造する場合の額の2分の1の額を加算した額とする。		
97	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項の規定による工作物に関する完了検査の申請に対する検査	工作物に関する完了検査申請手数料			1基につき10,000円
		備考 1 建築主事の確認を受けた工作物を築造した場合の手数料は、上記に掲げる工作物に関する完了検査申請手数料の額とする。 2 指定確認検査機関の確認を受けた工作物を築造した場合の手数料は、1に掲げる額に96の項に掲げる額のうち工作物を築造する場合の額の2分の1の額を加算した額とする。			

114	建築基準法に基づく処分台帳に記載されている事項又は同法第42条第1項第5号に規定する道路に関する位置の指定に係る事項の証明	建築基準法に基づく処分台帳記載事項等証明手数料		1通につき450円		
備考 図面が添付されるものについては、図面1枚ごとに100円を加算する。						
115	建築基準法第93条の2に規定する国土交通省令で定める書類又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の18に規定する計画書の写し（当該書類が電磁的記録として保存されている場合は、これを紙に出力したもの）の交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料		1通につき450円		
備考 1 1通が2枚以上にわたるものについては、1枚を超え1枚を増すごとに100円を加算する。 2 用紙の両面に複写し、又は印刷して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。 3 用紙は、原則として日本産業規格A列3番までのものを用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。						
128	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	新築	一戸建ての住宅	1件につき8,200円
			申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合	増築又は改築	一戸建ての住宅	1件につき12,000円
			申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合	新築	一戸建ての住宅	1件につき41,000円
			申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合	増築又は改築	一戸建ての住宅	1件につき61,000円
			備考 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。 2 共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除く。）の額は、この項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。			

128の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	一戸建ての住宅	1件につき12,000円
			申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合	一戸建ての住宅	1件につき61,000円
備考 共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限る。）の額は、この項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。					
129	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料			1件につき、128の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けたものを除く。）の変更にあつては、128の項の備考に定める額）に2分の1を乗じて得た額
		備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があつた場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。			
129の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料			1件につき、128の2の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けたものに限る。）の変更にあつては、128の2の項の備考に定める額）に2分の1を乗じて得た額
130	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料			1件につき2,100円
131	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	計画の認定に基づく地位の承継の承認申請手数料			1件につき2,100円

132	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（技術的審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号ただし書若しくは同条第2号ただし書によるもの	一戸建ての住宅	1件につき4,900円
<p>備考</p> <p>1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の額は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の節に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>4 低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることを証明する場合は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>					
133	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（技術的審査を受けていないものに限る。）の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められていないもの	<p>誘導仕様基準によるもの</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの</p>	<p>延べ面積が200平方メートル未満のもの 1件につき17,000円</p> <p>延べ面積が200平方メートル以上のもの 1件につき18,000円</p> <p>延べ面積が200平方メートル未満のもの 1件につき34,000円</p> <p>延べ面積が200平方メートル以上のもの 1件につき38,000円</p>
<p>備考</p> <p>1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の額は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の節に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p>					

		6 低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による軽微な変更該当していることを証明する場合は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。						
134	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料			1件につき132の項又は133の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）			
		備考 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。						
138	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして規則で定めるもの（以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関により認められたもの」という。）である場合又は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書若しくは同条第2号ただし書による場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロによるもの	1件につき4,900円		
				一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関により認められたもの以外のものである場合	誘導仕様基準によるもの	延べ面積が200平方メートル未満	1件につき17,000円
							延べ面積が200平方メートル以上	1件につき18,000円
						建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	延べ面積が200平方メートル未満	1件につき34,000円
							延べ面積が200平方メートル以上	1件につき38,000円
	備考 1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。 2 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。 3～5 (略) 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。 7 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定による軽微な変更該当していることを証明する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。							
139	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料			1件につき建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）			
		備考 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。 2 他の建築物に関する事項が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、申請建築物等（当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限る。）ごとにそれぞれ算定した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額を合算した額とする。ただし、他の建築物に関する事項を新たに記載する場合は、当該他の建築物に係る138の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。						

140	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料	登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして規則で定めるもの（以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関に認められたもの」という。）である場合又は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書若しくは同条第2号ただし書による場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ及びロによるもの	1件につき4,900円	
				一戸建ての住宅	モデル住宅基準及び仕様基準によるもの	延べ面積が200平方メートル未満	1件につき17,000円
					建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	延べ面積が200平方メートル以上	1件につき18,000円
						延べ面積が200平方メートル未満	1件につき34,000円
							延べ面積が200平方メートル以上
備考 1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。 2 (略) 3 モデル住宅基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。 4 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準をいう。 5 (略)							